

回 答 用 紙

番 号	受 付 月 日	件 名
第29号	令和 6年3月3日	八島台の街路樹の剪定作業時の改善
担当課名	建設課	回 答
3/2 (土) 実施の八島台地内(町道駅南部1号線)の街路樹剪定作業時の改善について		
<p>日頃より、町行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、先日ご意見いただきました街路樹剪定時における改善要望の件ですが、業務委託先である「公益社団法人 三春町シルバー人材センター」に実情を確認し、下記のとおり指示いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>1.アルミハシゴの放置の件について</p> <ul style="list-style-type: none">・委託先からの回答 当日作業が完了しなかったことに伴い、後日作業をするために残置した。・町から 残置することで、歩行者、車両、周辺建物等に危険を与える恐れがあることから、持ち込んだ資機材については、作業1日単位で撤収するほか、日頃の整理整頓に努めるよう指導しました。 <p>2.軽トラの荷台に乗車し、公道を走行した件について</p> <ul style="list-style-type: none">・委託先からの回答 当日強風であったことから剪定作業の際、車両の荷台に載せた枝木が飛ばされないよう押さえた状態のまま乗車し、走行してしまった。・町から 道路交通法上、荷台に乗車することは原則禁じられており、違法行為になることから、今後そのような作業は行わないよう指導しました。なお、強風時上記の心配があった場合、移動する際は、ロープ等で仮押さえ等工夫しながら作業することも併せて指示しました。 <p>この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。地元の皆様に不安を与えるような行為はしないよう、今後は更なる安全作業を徹底し、道路の維持管理に努めてまいります。</p>		